

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令	所管課（室）名
○長崎県農業共済保険審査会の委員の指定に関する訓令の廃止	農 産 園 芸 課
◎ 告 示	
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出（10件）	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（4件）	"
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・崎山地区特定漁港漁場整備事業計画書（案）の縦覧	漁 港 漁 場 課
・肥料登録の有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・土地改良区の定款変更の認可（3件）	農 村 整 備 課
・開発行為に関する工事完了	都 市 政 策 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人
◎ 正 誤	
・令和4年5月27日付け長崎県公報第11121号中	漁 業 振 興 課
・令和4年6月7日付け長崎県公報第11124号中	"

訓 令

長崎県訓令第10号

本 庁

長崎県農業共済保険審査会の委員の指定に関する訓令（昭和49年長崎県訓令第6号）は、廃止する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

附 則

この訓令は、令和4年6月14日から施行する。

告 示

長崎県告示第404号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区

について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

小佐々町加入区

長崎県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市有家町大苑字瀆20番13地先から 南島原市有家町大苑字瀆19番3地先まで	前	9.4~12.9	184.2	
	後	12.8~19.9	184.2	

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ久原店
長崎県大村市久原二丁目888番1 外10筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 中村 浩
(変更後) 代表取締役 中村 憲治
 - 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2
- 変更の年月日
 - 令和2年5月25日
 - 令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイソーエレナ空港通り店

長崎県大村市古賀島町111番49 外6筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）長崎県佐世保市大塔町6番地1

（変更後）長崎県佐世保市大塔町8番地2

(4) 変更の年月日

令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エレナ川棚店

長崎県東彼杵郡川棚町下組郷字平尾ノ前3番1 外14筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 中村 國昭

(変更後) 代表取締役 中村 憲治

② 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1

(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2

(4) 変更の年月日

① 令和2年5月25日

② 令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び川棚町産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エレナ竹松店

長崎県大村市大川田町363番1 外1筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 中村 國昭

(変更後) 代表取締役 中村 憲治

② 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1

(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2

(4) 変更の年月日

① 令和2年5月25日

② 令和4年3月7日

- 2 届出年月日
令和4年5月18日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ波佐見店
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷388番 外3筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
 - (3) 変更した事項
 - ① 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 中村 國昭
(変更後) 代表取締役 中村 憲治
 - ② 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2
 - (4) 変更の年月日
 - ① 令和2年5月25日
 - ② 令和4年3月7日
- 2 届出年月日
令和4年5月18日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び波佐見町商工観光課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に

より関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
させぼ五番街
長崎県佐世保市新港町2番7 他
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社中村商事 代表取締役 中村 國昭
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (4) 変更の年月日
令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
大塔ショッピングセンターエレナ
長崎県佐世保市大塔町6番地1 外3筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 変更した事項
 - ① 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社中村ストアー
(変更後) 株式会社エレナ
 - ② 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 中村 文昭
(変更後) 代表取締役 中村 憲治
 - ③ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1

(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2

(4) 変更の年月日

- ① 平成23年6月1日
- ② 令和2年5月25日
- ③ 令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大野モール

長崎県佐世保市瀬戸越4丁目400番 外25筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社中村商事 代表取締役 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1

(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2

(4) 変更の年月日

令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ佐々店
長崎県北松浦郡佐々町沖田免字中の間155番1 外5筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (3) 変更した事項
 - ① 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社中村ストアー
(変更後) 株式会社エレナ
 - ② 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 中村 文昭
(変更後) 代表取締役 中村 憲治
 - ③ 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2
- (4) 変更の年月日
 - ① 平成23年6月1日
 - ② 令和2年5月25日
 - ③ 令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐々町企画商工課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ相浦店
長崎県佐世保市川下町194番地1 外16筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2

(3) 変更した事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社中村ストア
(変更後) 株式会社エレナ
- ② 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 中村 文昭
(変更後) 代表取締役 中村 憲治
- ③ 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 長崎県佐世保市大塔町6番地1
(変更後) 長崎県佐世保市大塔町8番地2

(4) 変更の年月日

- ① 平成23年6月1日
- ② 令和2年5月25日
- ③ 令和4年3月7日

2 届出年月日

令和4年5月18日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エレナ小江原店
長崎県長崎市小江原町5番1外2筆

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ矢上店
長崎県長崎市矢上町22番2外1筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の住所
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ三和店
長崎県長崎市布巻町字瓜生川987番地1 外
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の住所
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ日見店
長崎県長崎市宿町3-17 外1筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗の名称、設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市琴海尾戸町2949番地1
相川 正司
長崎県長崎市琴海尾戸町814番地5
浦郷 久治
 - (2) 加入区
琴海町長浦加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大村湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地18
大村湾漁業協同組合

崎山地区特定漁港漁場整備事業計画書（案）の縦覧（公告）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、特定漁港漁場整備事業計画を定める予定であるので、同条第4項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
崎山地区特定漁港漁場整備事業計画書（案）
- 2 縦覧の場所
長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県水産部漁港漁場課
長崎県五島市福江町7-1 長崎県五島振興局行政資料コーナー
- 3 縦覧の期間 令和4年6月14日から同年7月4日まで

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第632号	混合有機質 肥料	混合動物有 機314号	窒素全量 3.0% りん酸全量 14.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西 276番3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成16年 7月21日	令和4年 7月21日 から 令和7年 7月20日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年2月16日総会議決）を認可した。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 大宝土地改良区
認可年月日 令和4年6月1日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年1月21日総代会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 鬼岳土地改良区
認可年月日 令和4年6月1日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年1月17日総会議決）を認可した。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 牟田土地改良区
認可年月日 令和4年6月1日

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年6月14日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和2年11月5日 長崎県指令 2都第1251号 変更許可（第1回） 令和3年3月4日	長崎県五島市上崎山町2877番、2879番、2880番、 2889番第3、2889番4、 2889番5、2890番第2、 2890番1、2890番5並びに 長崎県五島市野々切町1319番及び1320番1	東京都千代田区内幸二丁目1番1号 双日五島開発株式会社 代表取締役 池田尚真

地位の承継 令和3年5月18日	
変更許可（第2回） 令和3年12月28日	

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）デジタルサイネージシステムの調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年6月14日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）デジタルサイネージシステム一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書等による。

(3) 納入期限

令和4年10月31日（月）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年6月23日（木）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和4年6月28日（火）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1

(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

(電話) 095-813-5500 (FAX) 095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和4年6月23日(木)17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手續きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和4年7月5日(火) 10時00分開始

(場所) 長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

正 誤

令和4年5月27日付け長崎県公報第11121号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
4719	8-11	長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 54.775トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 126.998トン	長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 54.776トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 126.997トン

令和4年6月7日付け長崎県公報第11124号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
4804	26-29	長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 54.775トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 126.998トン	長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 54.776トン 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 126.997トン

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト